

令和7年度

旭川農業水利事業

あいののダム技術検討業務

特別仕様書

東北農政局旭川農業水利事業所

## 第1章 総則

(適用範囲)

### 第1-1条

旭川農業水利事業あいののダム技術検討業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、本特別仕様書によるものとする。

(目的)

### 第1-2条

本業務は、旭川土地改良事業計画に基づき改修を行った、あいののダム管理項目の計測結果の整理・分析・評価、レベル2地震動に対する耐震性能照査、試験湛水の結果とりまとめ及び国営ダム技術検討委員会の資料作成等を行うものである。

(場所)

### 第1-3条

本業務位置は、秋田県横手市山内平野沢地内他で別添1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

### 第1-4条

現地調査のための土地立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

### 第1-5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- 1 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- 2 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中にあっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

### 第1-6条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学

シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士（農学）		

（照査技術者）

第1-7条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木 農業-農業農村工学
	農業	農業土木 農業農村工学
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
博士（農学）		

- 2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

- 3 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1-8条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1-9条

共通仕様書1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。

- 1 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する業務分担を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- 2 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1-10条

受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

## 第2章 作業条件

(適用する図書)

### 第2-1条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準 設計 ダム (平成15年4月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

(設計条件)

### 第2-2条

設計作業における設計条件は、次のとおりである。

- 1 ダム設計の基本条件
  - (1) 有効貯水量 3,556,000 m<sup>3</sup>
  - (2) 最大取水量 5.00 m<sup>3</sup>/s
- 2 主なダム諸元は、次のとおりである。
  - (1) 流域面積 37.8 k m<sup>2</sup>
  - (2) 設計洪水量 13.02 m<sup>3</sup>/s
  - (3) 総貯水量 3,568,515 m<sup>3</sup>
  - (4) 堤 高 40.80m
  - (5) 堤 長 132.90m
  - (6) 堤体積 322,000 m<sup>3</sup>

(貸与資料等)

### 第2-3条

本業務における貸与資料は次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
報告書	平成26年度 旭川地区あいののダム基本設計業務	1部
	平成26年度 旭川地区あいののダム耐震性能照査その他業務	1部
	平成29年度 あいののダム実施設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔調査設計業務	1部
	平成29年度 あいののダム取水塔ゲート設備調査設計業務	1部
	平成30年度 あいののダム実施設計(その2)業務	1部
	平成30年度 あいののダム附帯施設調査設計業務	1部
	平成31年度 あいののダム実施設計(その3)業務	1部
	令和2年度 あいののダム実施設計(その4)業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム実施設計(その5)業務	1部
	令和2年度～令和3年度 あいののダム技術協力業務	1部
	令和4年度 あいののダム施工技術検討業務	1部
	令和5年度 あいののダム施工技術検討業務	1部

	令和6年度 あいののダム施工技術検討業務	1部
その他	国営旭川土地改良事業計画書	1部
	令和4年度～令和6年度 あいののダム改修その他工事 特別仕様書（契約図面含む）及び工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等	1式

上記資料のほか、監督職員との協議の結果、必要と認められた資料について貸与する。

（貸与資料等の取扱い）

#### 第2-4条

第2-3条に示す貸与資料等の取扱いは、次のとおりとする。

- 1 貸与資料等の記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

（関連業務）

#### 第2-5条

本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調が図られた設計としなければならない。

番号	業務名	業務実施期間
1	令和7年度 河川協議図書作成業務（仮称）	令和7年4月以降

### 第3章 作業内容

（作業項目及び数量）

#### 第3-1条

##### 1 作業項目及び数量

本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は、別添2「作業項目内訳表」に示すものとする。

作業項目	作業数量
1 準備作業	1式
2 ダム管理項目の計測結果の整理及び分析・評価	1式
3 レベル2地震動に対する耐震性能照査	1式
4 試験湛水の結果とりまとめ	1式
5 国営ダム技術検討委員会の資料作成	1式
6 照査	1式
7 点検とりまとめ	1式

（設計作業の留意点）

#### 第3-2条

- 1 本業務の実施に当たっては、あいののダムが必要な機能及び安全で所要の耐久性の観点を踏まえ

たものとしなければならない。

- 2 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- 3 第2-3条及び共通仕様書に示す貸与資料等や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

### 第3-3条

契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

#### 1 業務確認会議

業務着手時に、管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員及び工事担当者等が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

(1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。

ア 業務実施条件(国営ダム技術検討委員会開催予定日等)

イ 業務計画の妥当性

ウ 設計変更内容

エ その他必要な事項

(2) 会議の開催については、監督員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。

#### 2 合同現地踏査

管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員及び工事担当者等が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。

#### 3 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

4 業務確認会議において確認した事項については、業務確認会議記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

### 第3-4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は以下の1から4によりこれを実施するものとする。

#### 1 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

#### 2 機器等の導入

(1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

(2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

#### 3 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

(1) 受注者は、1の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

(2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

(3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

#### 4 写真の納品

受注者は、3に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL（<https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.digital.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員へ提出するものとする。

#### 5 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

## 第4章 打合せ

（打合せ）

### 第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ（試験湛水の結果とりまとめ段階）

第3回 中間打合せ（国営ダム技術検討委員会資料（案）のとりまとめ段階）

第4回 中間打合せ（レベル2地震動に対する耐震性能照査の結果とりまとめ段階）

最終回 報告書原稿作成段階

業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。

(打合せ等への出席)

#### 第4-2条

受注者は、前条に示す打合せに加え、次の段階で行う打合せ等に出席するものとする。

- 1 令和7年度国営ダム技術検討委員会に係る事前打合せ（令和7年7月に開催予定）
- 2 令和7年度国営ダム技術検討委員会幹事会（令和7年8月に開催予定）
- 3 令和7年度国営ダム技術検討委員会（令和7年9月に開催予定）

### 第5章 成果物

(成果物の提出)

#### 第5-1条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- 1 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部

このほか、この成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行い、電子媒体（CD-R等）により別途1部提出するものとする。

- 2 成果物の出力 1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

なお、前記で黒塗り等の措置を行った成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

#### 第5-2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

秋田県横手市本町2番9号（横手法務合同庁舎1階）

東北農政局旭川農業水利事業所

### 第6章 契約変更

(契約変更)

#### 第6-1条

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- 2 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合
- 6 その他

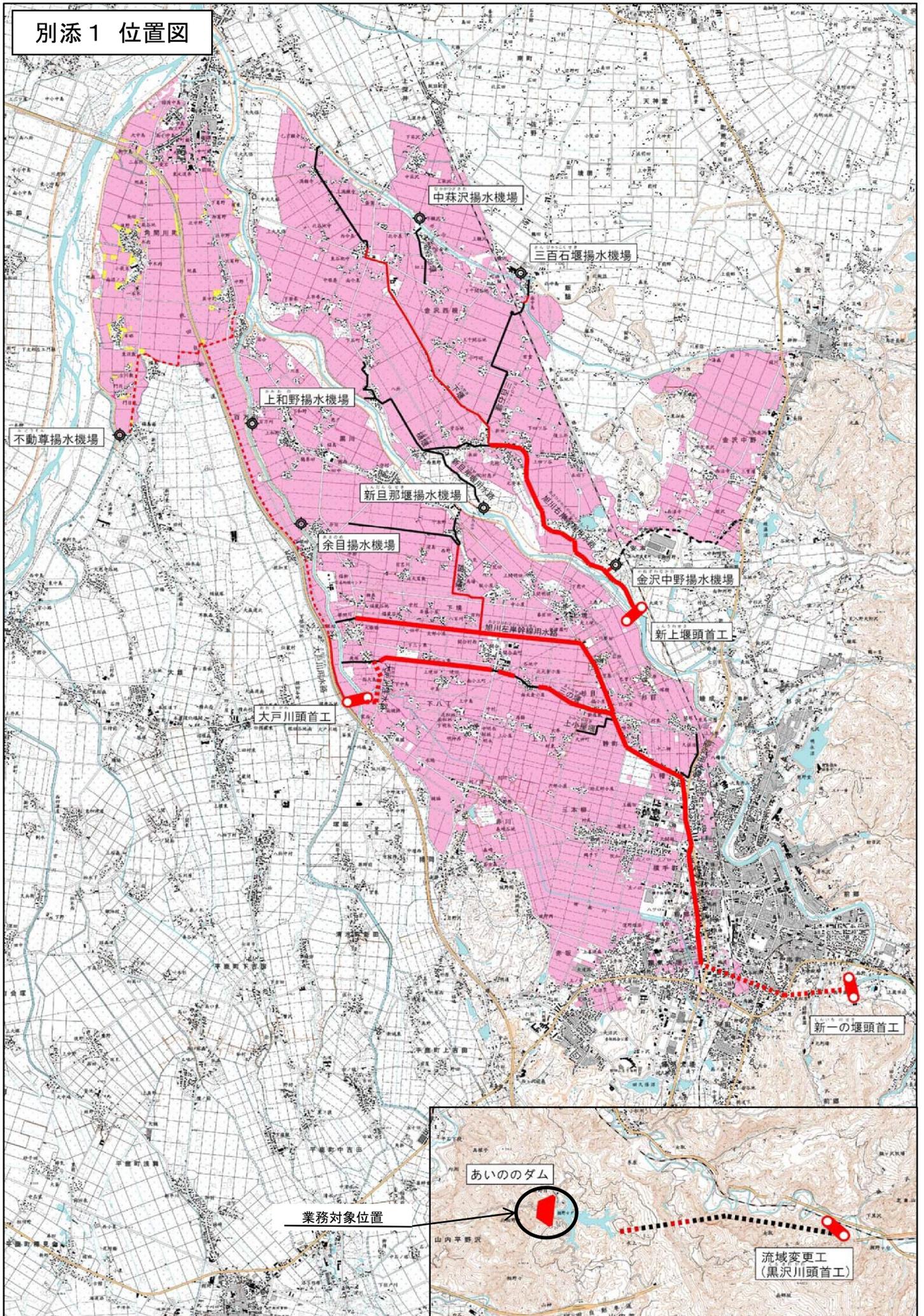
## 第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

### 第7-1条

本特別仕様書に定めなき事項又は本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

# 別添1 位置図



## 別添2 「作業項目内訳表」

作業項目	作業内容	作業実施欄
<b>1 準備作業</b>		
1-1 現地調査	検討に必要な現地調査を行う。	○
1-2 資料の把握及び作業計画の立案	貸与資料等を把握し、本業務の具体的な作業計画を作成する。	○
<b>2 ダム管理項目の計測結果の整理及び分析・評価</b>		
2-1 堤体内水位（浸潤線観測）の点検	概ね4月ごとに1回の頻度で水位を手動計測し、自動観測値と比較するとともに、必要に応じて測定機器の調整（精度の高い点検は除く）を行う。	○
2-2 計測結果の整理及び分析・評価	次に示す観測項目については、令和6年12月から令和7年11月末までの計測記録（表面変位は令和7年4月から同年11月末まで）を整理したうえで、令和6年度あいののダム施工技術検討業務の整理内容を踏まえ、あいののダム改修その他工事着手以前からの計測記録を含め、履歴図、相関図等を作成する。 また、この結果を踏まえ、本ダムの安定上からの分析・評価を行うとともに、管理上の課題等の抽出と留意事項を整理する。 なお、堤体内水位、浸透量については、令和6年12月1日から、1時間単位での自動観測が行われている。  【計測結果整理項目】 1 表面変位計 19か所（計測頻度 週1回） 2 堤体内水位（浸潤線観測） 9か所 3 浸透量 4系統	○
<b>3 レベル2地震動に対する耐震性能照査</b>	レベル2地震動に対する耐震性能照査を行うため、等価線形化法による地震応答解析を実施する。なお、初期応力解析として、築堤解析及び湛水解析を実施する。	○
<b>4 試験湛水の結果とりまとめ</b>	試験湛水において、計測を行ったデータのとりまとめを行い結果を整理し、ダムの安定に関する総合的な評価を行う。また、試験湛水終了時までの計測データを踏まえて、今後のダム管理に用いる新たな管理基準値（表面変位、浸潤線、浸透量）を設定する。	○
<b>5 国営ダム技術検討委員会の資料作成</b>	国営ダム技術検討委員会に諮るため、上記2、3、4を踏まえ、説明資料、基礎データ資料等それぞれ作成するものとする。なお、令和6年度国営ダム技術検討委員会での指摘事項については、別途検討を行う。	○
<b>6 照査</b>	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書を作成する。	○
<b>7 点検とりまとめ</b>	各項目の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行う。	○